

# 「法人税顧問」(Ver.H25.2)

## 平成 25 年度 追加改正対応版のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
標記の件につきましてご案内申し上げます。  
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている  
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。  
法人税の場合、年に2回以上改正によるバージョンアップが  
あります。まだ保守サービス契約にご加入でないお客様は、  
この機会にお申込をご検討ください。  
よろしくご査収のほどお願いいたします。  
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。  
あらかじめご了承ください。

### プログラム提供開始日(予定)

ダウンロード公開日(※) : 2013年10月17日(木)  
CD-ROM発送開始日 : 2013年10月16日(水)

### 電子申告更新用プログラム(Ver.H25.2.e4)

ダウンロード公開日(※) : 2013年10月17日(木)

### バージョンアップ対象

Ver.H25.1 以降

※ダウンロード提供を設定されている保守契約ユーザー様は  
「マイページ」よりダウンロードいただけます。

## 改正内容

### 特別償却の税制改正の主な内容

#### ●生産等設備投資促進税制の創設(特別償却の付表(六))【新規追加対応】

国内の事業の用に供する生産等設備の年間総投資額が一定額を上回る場合、取得した機械装置について、特別償却又は税額控除を認める制度が創設されました。

適用事業年度の国内の事業の用に供する生産等設備の年間総投資額が、次の金額を超える場合

- ・その法人の減価償却資産につき、当期の償却費として損金経理をした金額
- ・前期の国内の事業の用に供する生産等設備の取得価額の合計額の110%相当額

その生産等設備の構成する資産のうち新規取得した機械装置について、その取得価額の30%の特別償却又は3%の税額控除(当期法人税額の20%が限度)の選択適用ができます。

→【適用法人】青色申告法人

【適用時期】平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度

#### ●商業・サービス業・農林水産業活性化税制の創設(特別償却の付表(七))【新規追加対応】

経営改善に関する指導や助言を受けた中小企業等が、経営改善に向けて新規取得した指定事業の用に供した対象設備について、特別償却、又は税額控除を認める制度が創設されました。

経営改善に関する指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備(1台60万円以上)、又は器具備品(1台30万円以上)の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(当期法人税額の20%が限度、控除限度超過額は1年間の繰越可)の選択適用ができます。ただし、税額控除は資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限られます。

→【適用法人】商工会議所、認定経営革新等支援機関等による経営改善や必要な設備投資等に係る指導及び助言を受けた中小企業等(青色申告法人)

【適用時期】平成25年4月1日から平成27年3月31日の間に店舗改修等を行った場合

#### ●環境関連投資促進税制(グリーン投資減税)の拡充(特別償却の付表(二))

環境関連投資促進税制について、次の見直しを行った上、その適用期限が2年延長されました。

- ・普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置(即時償却)について、対象資産に熱電併給型動力発生装置(コージェネレーション設備)が加えられ、適用期限が平成27年3月31日までとされました。
- ・対象資産に定置用蓄電設備等が加えられるとともに、対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたものを除外する等の見直しが行われました。

## システムでの変更帳票

### ●税制改正に伴うシステムの変更内容

システムで対応している帳票でフォームなどが変更になる帳票は、次のとおりです。

特別償却の付表(一)	特別償却の付表(二)	特別償却の付表(三)	【削除】特別償却の付表(四)
特別償却の付表(八) ← 特別償却の付表(七) から変更		特別償却の付表(十七) ← 特別償却の付表(十八) から変更	
第六号様式	第六号様式別表五	第六号様式別表九	第十号様式
第二十号様式	第二十号の三様式		

## 機能改善対応内容(予定)

### ①法人基本情報 書面提出有無設定の分割

法人基本情報の別表一、復興特別法人税別表一の「税理士法第 30 条の書面提出有」「税理士法第 33 条の 2 の書面提出有」欄の出力制御の選択を帳票ごとに設定できるように対応します。

### ②長崎県に提出する第六号様式、第七号様式、第九号の三様式について OCR 対応します。

## 【修正申告の復興特別法人税別表一】障害対応内容 (Ver.H25.20/H24.22)

修正申告を行なう場合において、次の障害が確認されましたので、Ver.H25.20 (Ver.H24.22) で対応します。

### ●障害の内容

確定申告済みの法人データを使って修正申告用の法人データを作成する場合、申告区分を「確定」から「修正」に変更する際の「確定金額コピー」において、復興特別法人税別表一の「復興特別法人税額 8」に転記される金額（コピー元の項目）に次の誤りがありました。

誤：「復興特別法人税額 2」の金額を転記

正：「差引この申告により納付すべき復興特別法人税額 4」の金額を転記

お手数をおかけしますが、修正申告を行なう場合、「復興特別法人税額 8」の金額の見直しをお願いします。

これから修正申告される場合は、Ver.H25.20/Ver.H24.22 にバージョンアップ後に修正申告データの作成をお願いします。(Ver.H25.20 の CD-ROM 内に Ver.H24.22 を収録しています)

### ⚠ データの互換性について

- ・連動可能な減価償却応援のバージョンは以下のとおりです。  
減価償却システム Ver.14.0 以降



保守サービス契約には以下の**特典**があります。

まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

#### ポイント 1

##### 安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

#### ポイント 2

##### 法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

#### ポイント 3

##### 原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。(年間 1 回まで)

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社

TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください